

③一時居住者用査証

(NUT 番号を持っている場合)

現地（メキシコ）で報酬を受け取り、滞在期間が180日以上4年以下の場合に適用される査証です。

ステップ1：NUT 番号の取得

メキシコ大使館でビザ手続きをすすめるためにはメキシコ出入国管理庁（INM: Instituto Nacional de Migración）で発行される、NUT(Número Único de Trámite)と呼ばれる番号が必要です。

NUT 番号の手続きに関しては、直接州の出入国管理庁にお問い合わせ下さい。

<出入国管理庁のウェブサイト>

<http://www.gob.mx/inm>

ステップ2：大使館でのビザ申請予約

予約は全てオンラインでのみ承っております。

ホームページに予約サイト MEXITEL のリンクを載せていますのでそこからアクセスをして予約を取ってください。

ステップ3：ビザ申請

申請予約当日、以下の書類を持ってメキシコ大使館領事部まで出頭して下さい。

<提出書類>

1. パスポート 原本とコピー1部（写真ページのA4コピー）
2. NUT 番号が記載された移民局からの書類のコピー
3. 申請用紙（添付ファイルをご確認下さい。ご不明な点がございましたら、その部分を未記入のまま当日ご提出下さい。）
4. 写真1枚
5. 在留カード（日本国籍以外の方の場合）
6. 申請手数料（日本国籍以外の方の場合。金額は月のレートにより異なるため電話予約の際にご確認下さい。）

<面接中のお願い>

既に貴社のご担当者様がメキシコにある移民局に個人情報とお仕事の詳細を登録され

ています。

登録された内容をご本人様が面接中にお話される内容が一致しているかどうかを確認いたしますので、登録内容を確認してからお越し下さい。面接中に必ずお伺いする事項が3つございます。

- ・滞在期間
- ・役職名
- ・報酬・・・通常月額ペソ払いで登録されているので、その場合はペソで答えられるようにして下さい。

報酬の確認時に問題があり、ビザの発行をお断りするケースが増えています。これらの情報は日本の会社とだけでなくメキシコで実際に登録を行った方とも確認を行って下さい。

<写真の注意>

面接日に写真を一枚ご提出いただきますが、審査がとても厳しいので下記の注意事項をご確認下さい。

- ・ **3 c m × 4 c m**
- ・ **背景白**（薄いブルーでもグレーでも受け取り不可。白い紙くらい背景が白いもの。白い背景で設定しても影や光の関係でグレーがかっているものも不可。）
- ・ **額と耳が出ていること**（少しでも前髪、横の髪が顔にかかっているものは不可。）
- ・ **メガネ、アクセサリーなし**

尚、申請日当日も大使館内で写真を撮影いたしますので、前髪が額にかかる方はワックス、ジェルなどで髪の毛をまとめてからお越しいただけると助かります。

ステップ4：在留カード書き換え

一時居住者用ビザの有効期限は180日です。発行日から数えて180日以内にメキシコに入国し、入国から**30日以内**に在留カードに書き換えてください。

書き換えの手続きは出入国管理庁で行っています。

手続きに関しては、直接州の出入国管理庁にお問い合わせ下さい。

<出入国管理庁のウェブサイト>

<http://www.gob.mx/inm>